

長崎県公立大学法人における クロスアポイントメント適用に関する規程

〔平成28年11月11日〕
規 程 第 4 1 号

改正 令和7年3月21日規程第20号

改正 令和7年12月2日規程第37号

（目的）

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人教職員就業規則（平成17年規則第5号。以下「就業規則」という。）第16条の2に基づき、長崎県公立大学法人（以下「本法人」という。）における教育研究等の更なる向上を図るため、クロスアポイントメントの適用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔令和7年規程第37号〕

（定義）

第2条 この規程において、「クロスアポイントメント」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 就業規則の適用を受ける教員が、本法人の教員の身分を保有したまま本法人以外の他の機関（以下「他機関」という。）の教員等としての身分を有し、本法人及び当該他機関の業務を行うこと（ただし、就業規則第39条に規定する兼業によるものを除く。）
- (2) 他機関の教員等が当該他機関の教員等の身分を保有したまま、本法人の教員としての身分を有し、当該他機関及び本法人の業務を行うこと。

一部改正〔令和7年規程第20号〕

（制度の適用）

第3条 理事長は、クロスアポイントメント制度を適用しようとする場合は、他機関の長と協定書を締結しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による協定を締結する場合には、協定の内容について当該協定により指定された教員（以下「対象教員」という。）の同意を得るものとする。

3 クロスアポイントメント制度を適用する場合は、次の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 本法人の教育研究等の向上に寄与すること。
- (2) 本法人の利益に著しく相反しないこと。
- (3) 本法人教員としての倫理が保持されること。
- (4) 本法人教員としての職務遂行に著しい支障がないこと。
- (5) その他職務の公正性、透明性及び信頼性の確保に支障がないこと。

（手続き）

第4条 クロスアポイントメント制度の適用を希望する教員は、所属する学科、学部及び大学院の授業を担当する場合は専攻、研究科の長並びに法人事務局長（シーボルト校に所属する場合

はシーボルト校事務局長）が、それぞれ意見を記載したクロスアポイントメント申請書（別紙様式）を学長に提出するものとする。

- 2 学長は、前項に提出を受けた場合には、教育研究評議会に当該教員のクロスアポイントメント制度適用について意見を求めるものとする。
- 3 学長は、当該教員のクロスアポイントメント制度適用が適当と判断した場合は、理事長に申し出るものとする。
- 4 理事長は、前項に規定する申し出があった場合には、当該教員のクロスアポイントメント制度適用の可否を決定するものとする。
- 5 他機関の教員等をクロスアポイントメント制度適用の教員として採用する場合は、長崎県公立大学法人教員選考及び昇任に関する規程（平成17年規程第43号）及び長崎県公立大学法人教員選考及び昇任に関する細則（平成17年細則第16号）を準用する。

一部改正〔令和7年規程第20号〕

（適用期間）

第5条 クロスアポイントメントの適用期間は、3年を超えない範囲とする。ただし、期間を定めた労働契約を締結している者については、当該労働契約の期間を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に認める場合は、前項に定める期間以外の期間とすることができる。

（勤務時間及び給与等の取扱い）

第6条 対象教員の勤務時間、休日及び休暇等の取扱いについては、長崎県公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成17年規程第14号）にかかわらず、本法人と当該他機関との協議により決定する。

- 2 対象教員の給与は、長崎県公立大学法人教職員給与規程（平成17年規程第11号）にかかわらず、本法人と当該他機関との協議により決定する。
- 3 対象教員への給与の支払いは、本法人又は当該他機関のいずれか（以下「支払機関」という。）を通じて一括支給することを原則とする。この場合において、他方の機関は、支払機関に対して賃金負担金（当該機関が支給すべき賃金相当額（雇用に関して付随するものを含む。）を支払うこととする。
- 4 対象教員の社会保険等については、支払機関においてのみ加入するものとする。

一部改正〔令和7年規程第20号、令和7年規程第37号〕

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年11月11日から施行する。

附 則（令和7年3月21日規程第20号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月2日規程第37号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

クロスアポイントメント申請書

年 月 日

長崎県公立大学法人理事長 様

学部・学科		職名	
氏名			

長崎県公立大学法人におけるクロスアポイントメント適用に関する規程第4条第1項に基づき、次のとおり申請します。

協定先（住所）	
協定先の業務内容	
協定先での職名	
協定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
目的	
協定先での職務内容	
協定先での勤務日数等	

所属長の意見		
(学部長)		
	年 月 日	署名
(学科長)		
	年 月 日	署名
(研究科長)		
	年 月 日	署名
(専攻長)		
	年 月 日	署名
(事務局長)		
	年 月 日	署名